

理工/建築・環境学会「研究報告」投稿規程

(2013年10月2日改訂実施)

1. 投稿資格

投稿原稿の著者（連名の場合は、その中の1名以上）は、本学理工/建築・環境学会会員でなければならない。

2. 著作権

理工/建築・環境学会研究報告に掲載された論文などについての著作権は、理工/建築・環境学会に帰属する。

また、外部から転載・引用の申請があった場合は、本会において検討の上、許可することがある。詳しくは、理工/建築・環境学会著作権規程による。

3. 論文などの図書館ウェブサイト上での公開

掲載された論文などは、関東学院大学図書館ウェブサイト上に公開する。ただし、データの公開範囲は要旨のみとする。

4. 原稿の種類

原稿は、「**研究論文 (Research Paper)**」、「**技術論文 (Technical Paper)**」、「**研究ノート (Research Note)**」および「**寄書 (Short Article)**」とし、理工学または建築・環境学に関連する領域の和文あるいは英文で書かれたものとする。

4.1 研究論文

- (1) 独創的な研究で、価値ある結論あるいは事実を示唆するものであること。
- (2) 原稿の長さは、図・表・要旨を含め、原則として刷り上がり12ページ以内とする。
- (3) 要旨は、内容をよく表現している英文300語以内で、本文冒頭に添付する。

4.2 技術論文

- (1) 理工学および建築・環境学に寄与する技術、設計、実験、試作などに関する事実あるいは結論を示唆するものであること。
- (2) 原稿の長さは、研究論文に準じる。
- (3) 要旨は、研究論文に準じる。

4.3 研究ノート

- (1) 速報性を有するか、また論文より内容が少ないものであること。
- (2) 原稿の長さは、図・表・要旨を含め、原則として刷り上がり4ページ以内とする。
- (3) 要旨は、内容をよく表現している英文200語以内で、本文冒頭に添付する。

4.4 寄書

- (1) 本誌に掲載された記事についての討論、または本誌の関係領域に対する評論であること。
- (2) 原稿の長さは、図・表を含め、原則として刷り上がり4ページ以内とする。

5. 投稿原稿の取扱い

- 5.1 原稿は、正・副各1部および別途定める指定方法で、理工/建築・環境学会編集委員会

(学部庶務課内) に提出する。

- 5.2 原稿は、本投稿規程および投稿の手引き（別紙）に従って書くものとする。
- 5.3 投稿原稿の受理年月日は、編集委員会に提出された時点とする。ただし、原稿の書き方が「投稿の手引き」に従っていない場合には、受理しない。
- 5.4 原稿の採否は、編集委員会が決定する。なお、編集委員会は、原稿の内容について訂正を求めることがある。
- 5.5 理工/建築・環境学会研究補助費による報告は、「研究論文」あるいは「技術論文」として投稿し、本文の末尾に、「本研究は、(西暦)年度理工/建築・環境学会研究補助費を受けたものである。」(あるいは英文の場合は、**"This work was financially supported by the Society of Science and Engineering/Architecture and Environmental Design, Kanto Gakuin University in XXXX."**)と明記しなければならない。

6. 著者校正

著者校正は、原則として1回とする。なお、この時点で、印刷上の誤り以外の字句訂正は、原則として認めない。

7. 別刷

別刷は、50部を進呈する。50部以上の希望者は、原稿提出の際に、原稿表紙の該当欄に記入して申し込む。その経費は、実費を徴収する。

8. 掲載後の訂正

- 8.1 印刷上の誤りについては、著者の申し出があった場合に限り、掲載する。
- 8.2 印刷上の誤り以外の訂正、追加などは、原則として取り扱わない。ただし、著者の申し出があり、編集委員会がそれを適当と認めた場合に限り、掲載することがある。

9. 規程の改廃

この規程の改廃は、理工/建築・環境学会で行う。その後、工学部教授会に報告する。

付則

この規程は、1998年4月1日から施行する。

付則

この規程は、2004年4月1日から改正施行する。

付則

- 1 この規程は、2013年10月2日から改正施行する。
- 2 前項の改正に係らず、2012年度までの工学会研究補助費については、なお従前の例による。